

# 株式会社うすい百貨店株式の譲渡について

平成 17 年 10 月 13 日  
株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者の株式の譲渡を決定しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称  
株式会社うすい百貨店

## 2. 経緯

対象事業者につきましては、平成 15 年 8 月 28 日に株式会社産業再生機構法（平成 15 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項に規定する支援決定を行いました。平成 15 年 10 月 31 日に法第 25 条第 1 項に規定する買取決定を行い、平成 16 年 1 月に減増資を実行しました。

その後、機構は対象事業者の事業運営を、営業面の支援に携わっている株式会社三越（以下「三越」という。）と共に支援してきました。今般、その再生に一定の目処が立ったことから三越に対する株式譲渡のためのプロセスを進め、譲渡の決定に至ったものです。なお、三越とは、本決定を受けてただちに株式譲渡契約を締結しました。今後、機構は株式譲渡契約に従って譲渡実行手続を行い、10 月中に譲渡が完了する予定です。

## 3. 出資額等

機構は対象事業者に対し、2 千万円の現金出資により、議決権割合の 20% に当たる普通株式を取得していました。今般かかる普通株式の全てを譲渡するものです。

## 4. 主務大臣の意見

意見なし

### 【お問合せ先】

|   |
|---|
| 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3 - 3 - 1 新東京ビル 9 階<br>株式会社産業再生機構 企画調整室<br>電話番号 03-6212-6437 |
|---|